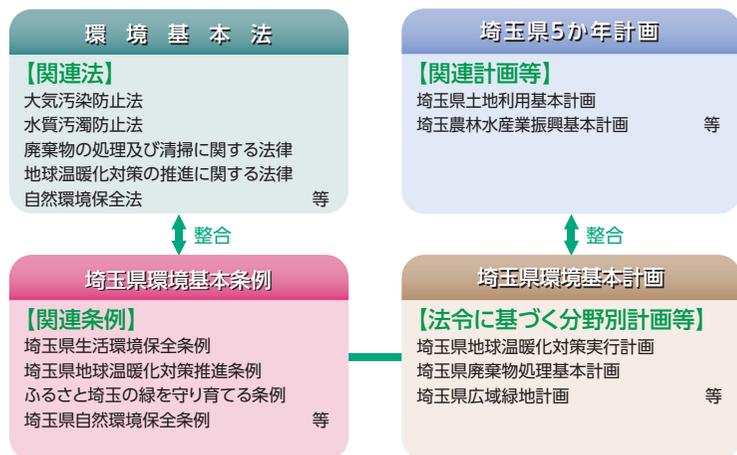


第1節 埼玉県環境行政の体系

埼玉県環境基本条例（平成6年12月制定）は、環境保全分野の基本法である環境基本法（平成5年11月制定）との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したものです。

この環境基本条例に基づき、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定し、令和4年度から8年度までの5年間は、第5次埼玉県環境基本計画として、施策等を掲げています。

環境分野の法令・計画の相関図



「埼玉県環境基本条例（前文）」

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害*が拡大するとともに、廃棄物*の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会*の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第5次埼玉県環境基本計画体系図

長期的な目標	施策の方向	
Ⅰ 温室効果ガス* 排出実質ゼロとする脱炭素社会*、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり	1	気候変動対策の推進
	2	資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
	3	みどりの保全と創出
Ⅱ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり	4	生物多様性* と生態系* の保全
	5	恵み豊かな川との共生と水環境の保全
	6	安全な大気環境や身近な生活環境の保全
Ⅲ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり	7	経済との好循環と環境科学・技術の振興
	8	地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり

第2節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

この計画の推進・管理については、事業の推進・調整、事業の実施、事業の把握・評価、事業の改善というPDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）を実施しています。

計画の進捗状況の評価は、埼玉県環境審議会に報告するとともに「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告しています。また、環境白書及び県のホームページを通じて、県民に広く情報の公開・周知を行っています。

